

## 特別養護老人ホーム慈苑ボランティア受入規程

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、特別養護老人ホーム慈苑（以下、「施設」という。）におけるボランティアの受入れについて、施設の利用者の生活並びに施設と地域の交流の充実に資することを目的として、受入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

**第2条** この規程において、ボランティアとは施設の要請に応募された方及び本人の申出があった人であって、次のボランティア活動の原則をふまえた人をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 生命の尊さを考え、守り、育て合う活動であること。
- (3) 精神的報酬を得る活動で金銭の報酬を期待しないこと。
- (4) 常に拓かれた視点から新しい課題を発見し、取り組むこと。

(ボランティアの受入方法)

**第3条** 施設長は、ボランティアを受入れるときは、ボランティアから、あらかじめ活動可能な期間、内容等を把握するため「ボランティア活動申込書」を求めるものとする。

2 施設長は、前記の活動申込書を受理した後、当該ボランティア活動等の内容を検討した上、施設の運営に支障がないと認められるときは、ボランティアを受け入れることができる。ただし、施設長は、ボランティアを受け入れることが施設の運営上適当でない認められるときは、ボランティア申込者に対し、理由を付して受入れを断ることができる。

(活動への協力)

**第4条** 施設長は、ボランティアを受け入れるときは、活動に対して次に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティアに対し相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティア活動の場所及び休憩場所を提供すること。
- (3) その他施設長が特に必要と認めること。

(活動の注意事項)

**第5条** 施設は、ボランティア活動を行う際の注意として次に掲げる事項についてボランティアに要請する。

- (1) 自分にあった無理のない活動を選ぶこと。
- (2) 集合時間等、約束の時間を守ること。
- (3) 引き受けた活動の実施について責任を持つこと。
- (4) 仲良く、和やかに、楽しく進めるように努めること。
- (5) 関わりをもった人のプライバシーを守ること。

- (6) 学習をしながら、計画的、積極的に活動を進めること。
- (7) 対等の立場で行動すること。

(活動の内容)

**第6条 施設は、ボランティアが参加できる活動として次の内容を要請する。**

- (1) 食事の介助、入浴介助の手伝い、話し相手、歩行介助、車椅子移動介助
- (2) クラブ活動、リハビリ訓練の手伝い。
- (3) その他日常生活における利用者のお世話

**2 上記以外の活動の必要性が生じた場合や、ボランティアにより提案された新しい活動については、施設とボランティアで調整を図りながら実施する。**

(ボランティア受け入れによる目標)

**第7条 施設は、ボランティア活動を通じて、ボランティアに次の事項に対する理解を期待する。施設は、理解の実現のためボランティアへ必要な支援を行うように努める。**

- (1) 職員の業務に協力するなかで、施設で生活する人や施設の役割を正しく理解すること
- (2) 傷害を持つ人たちの生き方、考え方に触れ、「生きる」ということについて考えて見る。
- (3) できる限り多くの入居者と接し、気持ちを理解し精神的な支えになること。

(活動中の事故防止等)

**第8条 施設長は、ボランティアを受け入れるに当たって、事故等の発生を防止するため、ボランティアに対し、あらかじめ注意事項を伝えるものとする。また、ボランティアが注意事項を遵守しない場合は、活動を中止させることができる。**

**2 施設長は、ボランティア活動中の事故等に対応するため、業務中傷害保険に加入手続きを行う。**

(ボランティアの健康診断)

**第9条 施設長は、ボランティアの受け入れにあたってボランティアの検便による細菌検査結果等の報告を求めることができる。**

(個人情報等の保護)

**第10条 施設長は、ボランティアの受け入れに当たって活動により知り得た利用者等の個人情報及び施設の情報について他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができる。**

## 附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

# 誓 約 書

住所

氏名

生年月日

この度、施設のボランティアとして活動する上は、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

## 記

- 1、次に掲げる情報（以下、「秘密情報」という。）について、施設長に許可なく使用、また施設以外において開示も若しくは漏洩しません。
  - （1）ボランティア活動上知り得た利用者の情報や秘密事項
  - （2）施設の人事上、財務上等に関する情報
- 2、施設のボランティア活動をやめた後も、秘密情報を使用、他に開示若しくは漏洩しません。
- 3、上記に違反して、法人の秘密情報を使用、他に開示若しくは漏洩した場合、私は、これによる法人が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

平成 年 月 日

社会福祉法人恵心会

理事長 小 本 哲 殿